

東松山市水道事業水道使用加入金取扱基準

令和3年3月11日決裁

(目的)

第1条 この基準は、東松山市水道事業給水条例第5条の2の規定による、給水装置（管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具）の新設、改造の申込みに対して、設置するメーターの口径に応じて徴収する水道使用加入金（以下「加入金」という。）について、その取扱いを定めることを目的とする。

(新設の申込)

第2条 給水装置工事申込の「新設」については以下のとおりとし、加入金を徴収する。ただし、第3条の規定に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 新規に給水装置を布設し、メーターを設置する場合
- (2) あらかじめ敷地内に乙止水栓1次側（道路側）まで布設された給水装置があり、これにメーターを設置する場合
- (3) あらかじめ敷地内にメーターまで設置された給水装置があり、これとは別にメーターを設置する場合
- (4) あらかじめ乙止水栓までの給水装置を敷地内に布設する場合

(改造の申込)

第3条 給水装置工事申込の「改造」については、既に入金が支払われた給水装置がある、または給水装置があった敷地（以下「加入金支払済敷地」という。）に給水装置を布設する場合とする。

2 加入金の徴収については、以下のとおりとする。

- (1) メーターが同口径の場合は、加入金を徴収しない。
- (2) メーターを増径する場合は、増径となる加入金差額を徴収する。
- (3) メーターを減径する場合は、減径となる加入金差額を還付しない。
- (4) メーターを統合する場合は、第4条に定めるとおりとする。
- (5) メーターを分割する場合は、第5条に定めるとおりとする。

(新設・改造以外の申込)

第4条 「新設」「改造」に当たらない給水装置工事申込については、あらかじめ乙止水栓1次側（道路側）までの給水装置を敷地内に布設する場合とし、加入金を徴収しない。

(メーターの統合)

第5条 敷地内に既設メーターが複数あり、これを一つ又は複数のメーターに統合する場合は、新・旧メーター分の加入金の額を算定し、以下のとおりとする。

- (1) 新メーター分が多いときはその加入金差額を徴収する。
- (2) 新メーター分が少ないときはその加入金差額は還付しない。

(メーターの分割)

第6条 敷地内に既設メーターがある場合、同時申込の場合に限り、これを複数のメーターに分割することができる。その場合は、新・旧メーター分の加入金の額を算定し、以下のとおりとする。

- (1) 新メーター分が多いときはその加入金差額を徴収する。
- (2) 新メーター分が少ないときはその加入金差額は還付しない。

(加入金支払済敷地の区画の変更)

第7条 加入金支払済敷地が分筆された場合は、以下のとおりとする。

- (1) それぞれの敷地の所有者が異なる場合は、配水管から分岐して設けられた給水管と、道路と敷地境界の交点が属する敷地を加入金支払済敷地とする。
- (2) それぞれの敷地の所有者が同一の場合は、分筆前の敷地の範囲を加入金支払済敷地とする。

2 土地区画整理法の規定に基づく換地処分による換地は、従前地と同一敷地とし、従前地に加入金が支払われた場合は、換地は加入金支払済敷地とする。

(給水装置の撤去)

第8条 給水装置を撤去した場合は、以下のとおりとする。

- (1) 給水装置があった敷地は、加入金支払済敷地とする。
- (2) 加入金は他の敷地に移転することはできない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この基準の適用の際、第8条第1項第2号の規定は、令和4年3月31日までに移転について書面で申出のあったものについては、1回に限り適用しない。